

「診療・検査医療機関」の指定について

1 「診療・検査医療機関」とは

- 発熱患者等の診療または検査を行い、栃木県が指定した医療機関のことです。なお、以下のいずれかに該当する医療機関は、指定の対象となります。
 - ① 発熱患者等の診療のみを行う医療機関【検査は行わない】
 - ② 発熱患者等の診療及び検査（季節性インフルエンザのみ）を行う医療機関【検査（新型コロナウイルス）は行わない】
 - ③ 発熱患者等の診療及び検査（季節性インフルエンザ及び新型コロナウイルス）を行う医療機関
- ※ ①～③とも他院等からの紹介受入の有無は問わない。
- 意向等調査に係る各医療機関からの回答に基づき、栃木県が指定手続を行い、指定通知を送付します。

2 診療・検査医療機関に指定された場合

- 指定されている期間中は、国から降り出される ID に基づき、原則自院において G-MIS（※1）を通じて日々の検査数等を報告する必要があります。
- 「診療・検査医療機関」のリストは、受診・相談センター（保健所及び県設置のコールセンター）（※2）や地域の医療機関等間で共有されます。
- （※1）国が所管する新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム
- （※2）地域の診療・検査医療機関や地域外来・検査センターの対応可能時間等を把握し、発熱等症状のある患者等から相談があった場合は、最寄りの適切な医療機関の案内や必要に応じて受診調整を行うもの。

3 その他

- 新型コロナウイルス感染症が疑われる者等に対し検査を実施する場合は、県もしくは宇都宮市と行政検査委託契約を締結する必要があります。
- 国からの通知でも「発熱患者等の相談から診療・検査までの一連の対応を一つの医療機関で実施することが望ましい」とされており、簡易検査キットも販売されていることから、各医療機関においては適切な感染防止策を講じた上で、診療・検査対応への御協力をお願いします。

4 今後のスケジュール

- 第1回報告分 医療機関から県への意向等調査の報告 : 10月 5日(月)まで
県から医療機関への指定通知の発送 : 10月 6日(火)以降(随時)
医療機関から国への補助金交付申請 : 10月 12日(月)まで
- 第2回報告分 医療機関から県への意向等調査の報告 : 10月 20日(火)まで
県から医療機関への指定通知の発送 : 10月 26日(月)以降(随時)
医療機関から国への補助金交付申請 : 10月 30日(金)まで

※ 意向等調査表は上の提出期限を過ぎた後でも随時受付を行っています。